

神戸市中央卸売市場業務運営協議会

卸売市場法改正に伴う条例改正案について
(その②)

令和元年9月2日

神戸市経済観光局
中央卸売市場運営本部経営課



1. これまでの検討経過

平成31年 1月21日 神戸市中央卸売市場業務運営協議会

「卸売市場法の改正について」

1. 卸売市場法の改正の概要（「認定要件」「その他の遵守事項」）
2. 神戸市の対応について → 神戸市が引き続き開設者となることで、卸売市場の高い公共性を確保し、市場機能の維持・向上を図る。
3. 審議事項（「開設者が行う事項」、「取引参加者の遵守事項」）
4. スケジュール

平成31年 4月22日 神戸市中央卸売市場業務運営協議会

「卸売市場法改正に伴う条例改正案について（その①）」

1. 中央卸売市場の認定要件
2. 条例・施行規則改正案の考え方について
（「A. 開設者が行う事項」「B. 取引参加者の遵守事項（その他の遵守事項）」）
3. 取引ルールについて

各場・各部門 現場取引委員会等での意見交換（主に取引ルールに関して）

本場青果部：令和元年7月5日、8月5日	本場水産物部：令和元年5月27日、6月20日、7月23日
東部市場青果部：令和元年6月21日	東部市場水産物部：令和元年6月27日
東部市場花き部：令和元年7月8日	西部市場：令和元年7月5日

※ その他、組合団体ごとに意見聴取を実施

令和元年9月2日 神戸市中央卸売市場業務運営協議会（今回）

1. これまでの検討経過

◇ 中央卸売市場の認定要件

条例及び条例施行規則（業務規程）の内容について、

認定要件 1：国が定めた基本方針に照らし適切であること。

認定要件 2：内容が法令に違反しないこと。

認定要件 3：以下の事項について定められていること。

A. 開設者が行う事項（卸売市場の業務の方法）	
1	差別的取扱いの禁止
2	卸売の数量及び価格、予定数量の公表
3	取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な指導・助言等の措置 前回方針提示（一部）
4	卸売業者の売買取引の方法の策定・公表 前回方針提示
5	取引参加者の代金決済の方法の策定・公表
B. 取引参加者の遵守事項	
1. 法定の遵守事項 （共通の取引ルール）	①売買取引の原則（取引参加者） ②差別的取扱いの禁止（卸売業者） ③売買取引の方法（卸売業者） ④売買取引条件の公表（卸売業者） ⑤受託拒否の禁止（卸売業者） ⑥決済の確保（取引参加者・卸売業者） ⑦売買取引の結果等の公表（卸売業者）
2. その他の遵守事項	取引ルール ①第三者販売 ②直荷引き ③商物分離 ④自己買受け ⑤その他取引ルール 今回主に協議
	取引ルール以外 ①取引品目の部類 ②開場の期日・時間 ③卸売の販売開始時刻・終了時刻 ④場外指定保管場所 ⑤品質管理の方法 ⑥委託手数料 ⑦奨励金 など 前回方針提示（一部）

※その他の遵守事項の設定要件：「法定の遵守事項の内容に反するものでないこと」、「取引参加者の意見を聴いて定められていること」、「定められた理由が公表されていること」

2. 意見交換（現場取引委員会等）での主な意見

法改正後の市場のあり方について

【卸・仲卸共通意見】

- 卸・仲卸がこれまで以上に一体となって取組を進めるべき。
- 他市場の動向も見据えながら、一定の調整機能の下で基本的には自由な取引を促進すべき。

【卸売業者の主な意見】

- 集荷は卸としての一番の役割であり、価格決定を通じて産地を守っていくという役割があり、もう一度基本的なところを見直していく必要がある。
- 卸と仲卸がお互いに情報を共有していくべきである。
- 従前の取引ルールを設定しないほうが市場活性化には良い。
- 他の市場では取引ルールを定めず、神戸市場だけ原則禁止となれば、集荷・販売への影響が懸念される。

【仲卸業者等の主な意見】

- 消費者や販売先のために、卸と仲卸が協力して新しい産地を開拓するなど取り組んでいきたい。
- 集荷・販売・開設者が一体となって、活性化対策を考えていかなければならない。
- 従前の取引ルールをそのまま継続するのではなく、何かを変えないと市場の活性化は望めない。
- 全く規制がない状態では公平・公正が担保できない。
- 社会情勢が変化していく中で、変えていくものは変えていく、守らないといけないものは守っていくという線引きをする必要がある。
- 卸と仲卸が対峙して逆方向を向いていては一番困るのは取引先であり、神戸市民である。
- 条例でこれまでよりも、もっと物流が自由な市場にしてほしい。（売買参加者）
- 小売の立場でいうと幅広い商品を集めて欲しい。卸、仲卸、小売、開設者がまとまらないと大市場には太刀打ちできない。（小売）

2. 意見交換（現場取引委員会等）での主な意見

① 第三者販売について（取引ルール）

【卸・仲卸共通意見】

- ・ 市場の競争力の保持、集荷の維持・拡大に向けて、第三者販売は規制をしない方が良い。
- ・ お互いの情報開示（直荷引きと併せて）と、取引に関する調整が必要である。

【卸売業者の主な意見】

- ・ 第三者販売については卸が儲けていると思われるかもしれないが、そんなことは無い。
- ・ 第三者販売を行っているのはほとんどが市場間転送で、同業者でやっている。量販店対応については、仲卸に協力していただき、荷物を外に出さなくて済むような方向でやっていけたら良いと思う。
- ・ 第三者販売先の開示については現在もやっている。これからも開示は引き続きやっていく。

【仲卸業者等の主な意見】

- ・ 第三者販売、直荷引きが全く規制のない自由であっては、無秩序な取引が拡大する不安がある。

② 直荷引きについて（取引ルール）

【卸・仲卸共通意見】

- ・ 現状を踏まえると、直荷引きは規制をしない方が良い。
- ・ お互いの情報開示（第三者販売と併せて）と、取引に関する調整が必要である。

【卸売業者の主な意見】

- ・ 卸の集荷で足りていないものを、仲卸が直荷引きすることは必要なことだと思っている。

【仲卸業者等の主な意見】

- ・ 第三者販売とあわせて、直荷引きも原則禁止のつもりである。

2. 意見交換（現場取引委員会等）での主な意見

③ 商物分離について（取引ルール）

【卸売業者の主な意見】

- ・ 商物分離に関しては量販店対応をしている仲卸はこの方法が必要だと思う。

④ 自己買受について（取引ルール）

【卸売業者の主な意見】

- ・ 自己買受により値段を吊り上げるようなことはしない。仲卸へは、その日の値をつけて売っている。
- ・ 自己買受は、一旦買い取ることで、産地に対して仕切りが遅れないよう、またすぐ送金できる体制でやるということだ。全てがある程度、許容範囲を持ってやっていかないと、我々も産地から荷物を持ってこられないし、仲卸にも買っていただけない。
- ・ 商品単価が高いため、規制がなくても、その都度自己買受することは困難である。

【仲卸業者等の主な意見】

- ・ 産地からの委託物品を卸が買い受けることは、価格操作が疑われ、販売が不透明になるのではないか。

その他意見

【卸売業者の主な意見】

- ・ 市場では売買参加者を行政が認知しているということが大事。その信頼感を背景に、代金回収がスムーズにできるということで何十年とやってきた。誰にでも売れるということは、卸に対しても仲卸に対してもデメリットになる。

【仲卸業者等の主な意見】

- ・ 休市日をなるべく増やさないようにしてほしい。

2. 意見交換（現場取引委員会等）での主な意見

主な意見の主旨の集約

- (1) 法改正のメリットを活かし市場の競争力を高めるためには、取引を自由化して活性化を図るべき
- (2) 第三者販売と直荷引きについて、全く規制がない状態では無秩序な取引が進む懸念がある
- (3) 市場取引の維持・拡大のためには、市場関係者間の連携がこれまで以上に必要

意見に対する開設者の考え方

(1) 取引ルールの規制について

→ 法に定めのない取引ルールについては、できるだけ規制緩和し自由度を高め、市場の競争力を高めるべき

- ・ 条例・規則でこれまでと同様の取引ルールの規制をそのまま残すのではなく、変化し続ける多様なニーズに柔軟かつ的確に対応できる自由度の高い市場であることを、取引先（産地・実需者）、消費者ひいては市民に対し分かりやすい形で示すことが必要

(2) 市場における取引秩序の維持について

→ 無秩序な取引が進まないよう適切な取引環境を確保することにより、市場の高い公共性を担保することが可能

- ・ 市場においては卸売業者と仲卸業者・売買参加者間の取引が今後も基本
- ・ その上で、新たな取組を実施していけるような何らかの規定が必要

(3) 市場の活性化について

→ 今後も取引に関する市場関係者間の協議・調整の場が必要

- ・ 市場活性化の観点から、卸売業者、仲卸業者をはじめとした市場関係者間の連携がこれまで以上に重要

3. 条例及び条例施行規則改正の方向性

開設者としての条例改正の考え方

① 神戸市中央卸売市場の使命と目指す姿

神戸市中央卸売市場は、生鮮食料品等の流通拠点として安定的な供給を通じ、神戸市民の安全・安心で豊かな食生活と地域の産業を支える重要な都市基盤である。

市が引き続き開設者となり、市場関係事業者と共に卸売市場の高い公共性を確保し、市場機能の維持・向上を図ることで生鮮食料品等の流通拠点としての使命を果たしていく。

神戸市中央卸売市場の基本姿勢

産地や実需者から選ばれる神戸市中央卸売市場へ

基本姿勢 1 取引参加者の創意工夫が発揮できるオープンで活発な取引環境の創出

今後、卸売市場に求められる多様なニーズに的確に対応し市場の競争力を高めるため、品質管理・衛生管理の高度化や加工等による付加価値の向上に向けた機能強化と合わせて、取引の自由度を高め、産地や実需者を含む取引参加者の創意工夫が柔軟かつ迅速に発揮できる取引環境を創出する。

基本姿勢 2 市場における卸売業者・仲卸業者の役割・機能が発揮できる活発な取引環境の確保

これまで市場において卸売業者・仲卸業者が担ってきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の機能は重要・不可欠なものであり、今後も公設の卸売市場として生鮮食料品等の安定供給を図るため、それぞれの機能・役割を互いに発揮できる取引環境を確保する。

3. 条例及び条例施行規則改正の方向性

② 神戸市中央卸売市場の目指す姿の実現に向けた基本方針（条例改正方針）

産地や実需者から選ばれる神戸市中央卸売市場へ

基本姿勢 1 取引参加者の創意工夫が発揮できる
オープンで活発な取引環境の創出

▼ 条例改正方針①

法定の共通の取引ルール以外の取引ルールは基本的に
設けない。

※ただし、せりに参加する者（仲卸業者・売買参加者）については、開設者が把握する必要があるため、何らかの規定を設ける

基本姿勢 2 市場における卸売業者・仲卸業者の役割・機能が発揮できる活発な取引環境の確保

▼ 条例改正方針②

市場における卸売業者・仲卸業者の基本的な役割・機能について規定を設ける。

これらの方針を有効に機能させるため、

- 卸売業者及び仲卸業者の業務許可制（生鮮食料品等の安定供給機能を保持）
- 市場関係事業者間の協議・調整の場を設置（市場活性化の推進・公正な取引環境の確保）

などの規定を設ける。

4. 今後の検討スケジュール・検討課題等

令和元年9月2日 神戸市中央卸売市場業務運営協議会（今回）

卸売会社、仲卸組合等への意見聴取を行い、改正案を整理

引き続き詳細の検討が必要になるもの（例）

- 代金決済の方法・内容
- 開設者への報告事項・内容
- せりに参加する者について
- 売買参加者について
- 市場における卸売業者・仲卸業者の役割について
- 事故処理関係 等

令和元年11月 神戸市中央卸売市場業務運営協議会（次回）

○条例改正案について ⇒条例・施行規則に関する新旧比較表（主要項目）の整理

2月議会 条例改正案上程（予定）